

令和6年度

千葉港海岸船橋地区設計・調査資料作成業務

特記仕様書

令和6年1月
国土交通省 関東地方整備局
千葉港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備事業に係る設計・調査及び施工に関する技術的な検討、関係機関との協議に関する資料作成等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
設計・調査等資料作成業務	設計・調査等資料の作成 打合せ 協議・報告 成果物	式 回 回 式	1 10 2 1	

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局令和5年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備事業に係る調査・設計・施工に係る資料及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

4-3 業務内容

本業務においては、以下に掲げる業務を行うものとするが、業務内容に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、業務実施上必要と認められた場合は、履行期限の末日までに変更契約を行うものとする。

- ①事業全体の事業費・事業工程計画の整理・更新の補助
- ②工事実施に係る関係者調整資料（施工工程、施工方法等）の作成
- ③設計及び調査に関する方針と前提条件等の審査に関する資料作成
- ④設計及び調査に関する成果と業務方針、前提条件との整合に係る資料作成
- ⑤設計、調査及び施工状況の進捗把握に係る資料作成・更新
- ⑥海岸保全施設の巡視の補助
- ⑦その他調査職員の指示する業務

4-4 実施体制

- (1) 管理技術者は、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
管理技術者	① 技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門） ② A P E Cエンジニア（Industrial, Civil又はStructural） ③ 土木学会土木技術者（特別上級、上級又は1級） ④ 博士（工学又は学術） 但し、「学術」については「工学」に関連する研究分野に限る ⑤ 1級土木施工管理技士 ⑥ R C C M（「港湾及び空港」部門又は「河川」「砂防」「海岸・海洋」部門） 但し、港湾または海岸・海洋関係の実務経験が3年以上ある者 ⑦ R C C M試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

- (2) 打合せは、本業務を的確に遂行するために1回／月以上行うものとする。
 なお、打合せ記録簿の様式は調査職員の指示によるものとする。

- (3) 本業務を円滑に実施するために、担当技術者の資格は下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等	員数 (参考数量)
担当技術者	① 技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）、技術士補（建設部門） ② A P E Cエンジニア（Industrial, Civil又はStructural） ③ 土木学会土木技術者（特別上級、上級、1級又は2級） ④ 博士（工学又は学術） 但し、「学術」については「工学」に関連する研究分野に限る ⑤ 土木施工管理技士（1級、1級技術士補又は2級） ⑥ R C C M（「港湾及び空港」部門又は「河川」「砂防」「海岸・海洋」部門） 但し、港湾または海岸・海洋関係の実務経験が3年以上ある者 ⑦ （一社）全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事事品質確保技術者（Ⅱ）の資格を有する者 ⑧ 発注者が上記①～⑦と同等の能力と経験を有すると認めた者	1人以上

- (4) 担当技術者は、業務の実施にあたって、関連する工事等の施工方法等について把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトの操作に精通している者とする。なお、管理技術者は担当技術者を兼務できない。

- (5) 調査職員の指示により、関係機関との協議、別件業務の打合せ等に出席するものとする。

4-5 協議・報告

- (1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。
- (2) 業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
- 1) 実施した業務の内容
 - 2) その他必要事項
- なお、書面の様式は調査職員の指示によるものとする。

4-6 成果物

- (1) 業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容、体裁については、調査職員の指示によるものとする。
電子納品 C D-R又はD V D-R 2枚
- (2) 発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

5. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
1) 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備事業に関する業務報告書
2) その他必要と認められる資料等

6. その他

- (1) 受注者は、本業務に使用するパソコンのOS・各種ソフトについては、調査職員と協議しなければならない。また、ウィルス対策には十分配慮しなければならない。
- (2) パソコンの利用時・使用後のセキュリティ対策として、本業務に使用するパソコンには調査職員と協議した内容のもの以外のソフトはインストールしてはならない。また、本業務の終了時及びパソコンの入れ替え時には使用したパソコンの全ドライブを確実に初期化しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、業務用自動車が必要になった際は、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり、受注者は、千葉港湾事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (6) 本業務に必要な契約関連図書（仕様書、図面、数量計算書等）は、当局のものを使用することができる。なお、市販図書は受注者が用意しなければならない。
- (7) 図面は、「CAD製図基準（案）」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (8) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。
- (9) 技術提案
1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
- 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予想することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
- 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
- 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

- (10) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。
- (11) 技術指導者について
- 1) 管理技術者の他に、〔参加表明書〕※に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
 - ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
 - ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
 - ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名（署名または押印を含む）するものとする。
 - 2) 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。
- (12) 契約内容の変更手続きについて
- 本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (13) 設計変更等について
- 設計変更等については、業務契約書第20条から第28条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。
- (14) 業務品質確保調整会議について
- 本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。
会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。
なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。
- (15) 打合せ等に係る旅費については、打合せ等に係る旅費については、受注者最寄駅を千葉駅と想定しているため計上していない。なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄駅からの旅費に契約変更するものとする。

以 上

令和6年度
千葉港海岸船橋地区設計・調査資料作成業務

図面番号	図 面 名 称	摘要
1	位置図	
2	平面図	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

位置図 S=1:25,000



年 度	令和6年度	図面番号	1
業 務 名	千葉港海岸船橋地区 設計・調査資料作成業務		
図面名称	位置図		
縮 尺	図 示	単 位	m
設計年月	令和6年1月	組 数	
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所			

平面図 S=1:2500



年 度	令和6年度	図面番号	2
業 務 名	千葉港海岸船橋地区 設計・調査資料作成業務		
図面名称	平面図		
縮 尺	図 示	単 位	m
設計年月	令和6年1月	組 数	
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所			